

令和7年度 静岡労働局 労働行政運営方針

令和7年度静岡労働局の最重点施策	P 1
賃金引上げに向けた支援と安全で健康に働く環境づくり	P 2
中小企業等における人材確保の支援の推進及び 労働者の学び・学び直し等の促進	P 6
多様な人材の活躍に向けた就職支援	P 9
女性活躍の促進、 男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境整備	P 13
労働保険適用徴収業務の適正な運営	P 15

令和7年度 静岡労働局の最重点施策

1 賃金引上げに向けた支援と安全で健康に働く環境づくり

従来から取り組んできた働き方改革への対応に加え、適正な価格転嫁対策、同一労働同一賃金を含めた適正な賃金引上げ等の支援を行います。

誰もが安心して働くことのできる良好な労働環境を実現するためには、安全・健康な職場や長時間労働の削減をはじめ、最低基準である労働基準関係法令の遵守が欠かせないことから、労働基準関係法令の履行確保のために労働局及び監督署として必要な権限行使を適正に行うとともに、中小企業・小規模事業者に寄り添った相談・支援を展開していきます。

また、令和5年度からスタートした第14次労働災害防止計画のもと、災害が多い業種や高年齢労働者、外国人等労働者の属性、転倒や腰痛等災害の態様別から労働災害防止対策を講じていくとともに、メンタルヘルス対策等労働者の健康確保対策に取り組めます。

2 中小企業等における人材確保の支援の推進及び 労働者の学び・学び直し等の促進

生産年齢人口が減少し、多くの職種で人手不足の問題が顕在化している中、特に人手不足感が深刻化している中小企業等に対する人材確保の支援の取組を進めていくことが重要です。このため、雇用吸収力が高い、いわゆる人手不足分野に重点を置いた人材確保支援や、求人充足サービスの充実、助成制度も活用した「魅力ある職場」の創出に向けた支援等に取り組めます。

また、グローバル化の進展やDX・生成系AIの普及などにより企業経営が複雑化していることに加え、労働供給に制約がある中で、人材の有効活用や個々人が意欲と能力に応じて活躍するといった観点からの取組が求められるところ、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広めていくとともに、円滑な労働移動を可能とする環境を整備していくことが重要です。このため、リ・スキリング等に関する企業向け及び個人向け支援策の周知・活用を図るほか、「労働市場情報の見える化」の推進等により、マッチング支援及び労働移動の円滑化を促進します。

3 女性活躍の促進、 男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境整備

女性の活躍推進をより一層進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、「女性活躍推進法」「男女雇用機会均等法」の履行確保を図ります。

また、少子高齢化が急速に進展する中で、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要なことから、令和7年4月以降段階的に施行される改正内容を含め、引き続き「育児・介護休業法」の周知および履行確保に取り組めます。

さらに、職場におけるハラスメントを防止するため、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の対策を総合的に推進するとともに、フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発及び履行確保を図ります。

1 賃金引上げに向けた中小・小規模企業等支援・非正規雇用労働者支援

(1) 賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

事業場内最低賃金及び賃金の引上げのため、生産性向上(設備・人への投資等)や公正な待遇の確保、円滑な労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの周知を図ります。中小企業等の生産性向上に向け個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう情報提供を行います。

加えて、静岡働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口やよろず支援拠点や中小企業庁の生産性向上のための補助金紹介など、生産性向上等に取り組む事業者等に対する各種支援を活用するよう、引き続き周知を図ります。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労働局及び労働基準監督署(以下「監督署」という。)においても、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

あわせて、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上への支援

業務改善助成金
働き方改革推進支援助成金
人材開発支援助成金
人材確保等支援助成金

非正規処遇改善への支援

キャリアアップ助成金

労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金
特定求職者雇用開発助成金
産業雇用安定助成金

パートナーシップ構築宣言

静岡よろず支援拠点

下請かけこみ寺

下請法違反申告

建設業法違反通報窓口

独禁法(物流特殊指定)違反申告

(2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情等を踏まえ、充実した審議が尽くせるよう最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

改正された最低賃金額について、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、改正の周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点に監督指導等を行います。

最低賃金の種類		金額 (時間額)
静岡県最低賃金		1,034円
特定産業別最低賃金	鉄鋼、非鉄金属製造業	1,057円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,073円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,042円

(3) 同一労働同一賃金の徹底

監督署による定期監督等において同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受け、雇均室や安定部による指導や基本給・賞与について見直しを促す働きかけや支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするための「社会保険適用時処遇改善コース」等の周知、活用推奨を実施します。

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

監督署に配置されている「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や中小規模事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知等きめ細やかな相談・支援等を行います。

③ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であるため、特設サイト「はたらきかたススめ」を通じた周知を行います。

特にトラック運転者の労働条件確保を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、「荷主特別対策チーム」により発着荷主等に対する恒常的な長時間の荷待ちを発生させないことについての働きかけを行います。

また、監督署においては賃金水準向上に向けて賃金の原資となる適正な運賃(標準的な運賃)を支払うことについて丁寧に周知を行います。

医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療勤務環境改善センターによるきめ細やかな相談対応や助言を引き続き行います。

④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」(11月)に集中的な周知啓発を行います。

監督指導の結果、下請中小企業等に生じている労働基準関係法令違反の背景に親事業者等の下請法等の法令違反が疑われる場合には、中小企業庁や公正取引委員会又は国土交通省等関係機関に確実に通報を行います。

(2) 労働条件の確保・改善対策

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立と定着が自主的になされ、労働条件関係法令の遵守の徹底が図られるよう指導を行います。

また、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

毎日の労働時間、見直しませんか？

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

0120-794-713

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です

0120-811-610

取引関係者の皆さま、国民の皆さま

建設業、ドライバー、医師の時間外労働の上限規制適用開始！

みなさまにお願いがあります！

たしかめよう！

適正な工期の設定を！ 週休2日の実現に向け、ご配慮をお願いいたします。	荷待ち時間・荷役時間の削減を！ 再配達の削減に向け、確実に受け取れる時間の指定や置き配などの活用もお願いいたします。
行程・ダイヤについてよく話し合いを！ 停留所からの安全な乗車にも協力ください。	受診は診療時間内に！ 医療のかりかたへご理解・ご配慮をお願いいたします。

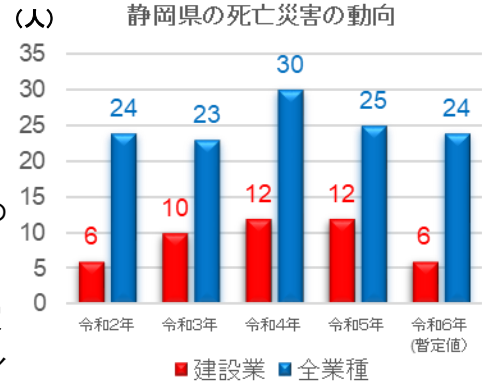
詳しくは裏面をご覧ください

(3) 労働者の健康と安全の確保

第14次労働災害防止計画(令和5年度～5か年)の推進

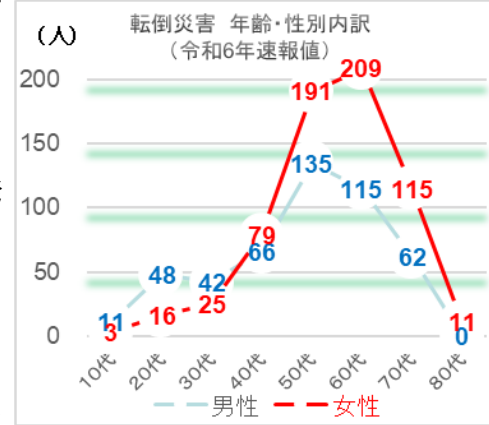
① 建設業における死亡災害の撲滅等

建設業死亡災害の防止のため、元方事業者と関係請負人の各自役割に応じたリスクアセスメントの実施、改正安全衛生規則に基づく墜落・転落防止措置及び高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)取組の定着を図ります。また、製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害防止のため、非常作業を含めたリスクアセスメントの実施や、関係法令及びガイドラインに基づく措置の徹底のほか、「機械安全化の改善事例集」の周知を図ります。



② 転倒災害等の行動災害の防止

「転倒」や「腰痛」などの行動災害は、中高年齢の女性労働者に発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向であることから、県内における当該業種のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会を運営し、自主的な安全衛生活動の導入支援の取組等の水平展開を図ることにより、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図ります。



③ 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害が依然増加傾向にあることから、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材による安全衛生教育の促進や注意表示等の「見える化」の促進を図ります。

④ ストレスチェック制度の浸透をはじめとした健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策

ストレスチェック等のメンタルヘルス対策や長時間労働者に対する医師による面接指導等、労働者の健康確保の取組が各事業場で確実に実施されるよう、引き続き指導を行います。

また、中小規模事業者の産業保健活動支援のため、静岡産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用促進を図ります。

イ 化学物質による健康障害防止対策

新たな化学物質規制関係の法令の周知を引き続き図るとともに、ラベル表示、SDS(安全データシート)等に基づくリスクアセスメント等の確実な実施を指導します。

また、改正石綿則に基づく石綿事前調査について、令和8年以降着工の有資格者による事前調査、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果の報告の徹底及び発注者への制度の周知等を図ります。

職場のメンタルヘルス対策をしていますか？

労働者の**82.2%**が、現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレスとなっている事柄があると感じています。^{※1}

今、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が企業の重要課題です！

職場における労働者のメンタルヘルスの状況

- 働く労働者の**82.2%**が、現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレスとなっている事柄があると感じています。^{※1}
- 令和4年の精神障害等の労災申請件数は**2,683件**、認定件数は、**710件**。^{※2}
- 認定件数のうち未達を含む自殺が**6.7件**。^{※2}
- 申請件数のうち40～49歳**779件**、30～39歳**600件**。^{※2}
- 認定件数のうち40～49歳**213件**、20～29歳**183件**。^{※2}
- メンタル不調の原因1位は「上司等からの身体的・精神的攻撃等のパワーハラスメントによるものです」。^{※2}

企業は労働者のメンタルヘルスの不調が増加しています！

職場のメンタルヘルス対策の必要性を少しでも感じた事業者の皆様

ステップ1 裏面の相談窓口をご覧ください

ステップ2 相談・支援窓口へアクセスする日を決めましょう！

月 日 時 分

^{※1}厚生労働省 ^{※2}静岡労働局・労働基準監督署

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者(元請事業者)の皆さまへ

石綿(アスベスト)の事前調査は施工業者(元請事業者)が必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿(アスベスト)が含まれているかどうかの調査(事前調査)は、「建築物」の工事(構築物)を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

事前調査結果の報告

一件確認以上の工事は、労働基準監督署と事前調査結果報告システムを通じて事前調査結果報告システムに報告する必要があります。

事前調査結果の保存

事前調査結果の記録等を作成し、記録の写しを発注者の作業中に同時に保存することが必要です。作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.1 事前調査を実施する者 要件

4.2 事前調査結果報告システム

4.3 事前調査結果報告システム

4.4 事前調査結果報告システム

4.5 事前調査結果報告システム

4.6 事前調査結果報告システム

4.7 事前調査結果報告システム

4.8 事前調査結果報告システム

4.9 事前調査結果報告システム

4.10 事前調査結果報告システム

4.11 事前調査結果報告システム

4.12 事前調査結果報告システム

4.13 事前調査結果報告システム

4.14 事前調査結果報告システム

4.15 事前調査結果報告システム

4.16 事前調査結果報告システム

4.17 事前調査結果報告システム

4.18 事前調査結果報告システム

4.19 事前調査結果報告システム

4.20 事前調査結果報告システム

4.21 事前調査結果報告システム

4.22 事前調査結果報告システム

4.23 事前調査結果報告システム

4.24 事前調査結果報告システム

4.25 事前調査結果報告システム

4.26 事前調査結果報告システム

4.27 事前調査結果報告システム

4.28 事前調査結果報告システム

4.29 事前調査結果報告システム

4.30 事前調査結果報告システム

4.31 事前調査結果報告システム

4.32 事前調査結果報告システム

4.33 事前調査結果報告システム

4.34 事前調査結果報告システム

4.35 事前調査結果報告システム

4.36 事前調査結果報告システム

4.37 事前調査結果報告システム

4.38 事前調査結果報告システム

4.39 事前調査結果報告システム

4.40 事前調査結果報告システム

4.41 事前調査結果報告システム

4.42 事前調査結果報告システム

4.43 事前調査結果報告システム

4.44 事前調査結果報告システム

4.45 事前調査結果報告システム

4.46 事前調査結果報告システム

4.47 事前調査結果報告システム

4.48 事前調査結果報告システム

4.49 事前調査結果報告システム

4.50 事前調査結果報告システム

4.51 事前調査結果報告システム

4.52 事前調査結果報告システム

4.53 事前調査結果報告システム

4.54 事前調査結果報告システム

4.55 事前調査結果報告システム

4.56 事前調査結果報告システム

4.57 事前調査結果報告システム

4.58 事前調査結果報告システム

4.59 事前調査結果報告システム

4.60 事前調査結果報告システム

4.61 事前調査結果報告システム

4.62 事前調査結果報告システム

4.63 事前調査結果報告システム

4.64 事前調査結果報告システム

4.65 事前調査結果報告システム

4.66 事前調査結果報告システム

4.67 事前調査結果報告システム

4.68 事前調査結果報告システム

4.69 事前調査結果報告システム

4.70 事前調査結果報告システム

4.71 事前調査結果報告システム

4.72 事前調査結果報告システム

4.73 事前調査結果報告システム

4.74 事前調査結果報告システム

4.75 事前調査結果報告システム

4.76 事前調査結果報告システム

4.77 事前調査結果報告システム

4.78 事前調査結果報告システム

4.79 事前調査結果報告システム

4.80 事前調査結果報告システム

4.81 事前調査結果報告システム

4.82 事前調査結果報告システム

4.83 事前調査結果報告システム

4.84 事前調査結果報告システム

4.85 事前調査結果報告システム

4.86 事前調査結果報告システム

4.87 事前調査結果報告システム

4.88 事前調査結果報告システム

4.89 事前調査結果報告システム

4.90 事前調査結果報告システム

4.91 事前調査結果報告システム

4.92 事前調査結果報告システム

4.93 事前調査結果報告システム

4.94 事前調査結果報告システム

4.95 事前調査結果報告システム

4.96 事前調査結果報告システム

4.97 事前調査結果報告システム

4.98 事前調査結果報告システム

4.99 事前調査結果報告システム

5.00 事前調査結果報告システム

(4) 迅速・適正な労災保険の給付

① 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。

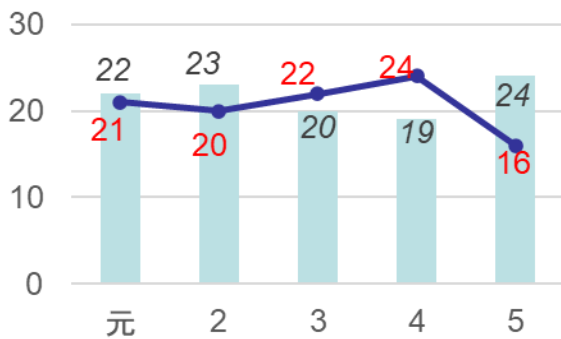
労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等を徹底します。

② 複雑困難事案への対応

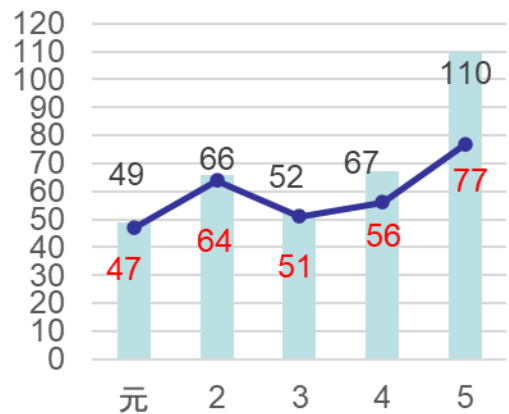
社会的関心が高い脳・心臓疾患事案、精神障害事案(過労死等事案)及び石綿関連疾患などの複雑困難事案については、認定基準等に基づいた迅速・適正な事務処理を一層推進します。

(過労死等事案、石綿関連疾患の請求・認定状況)

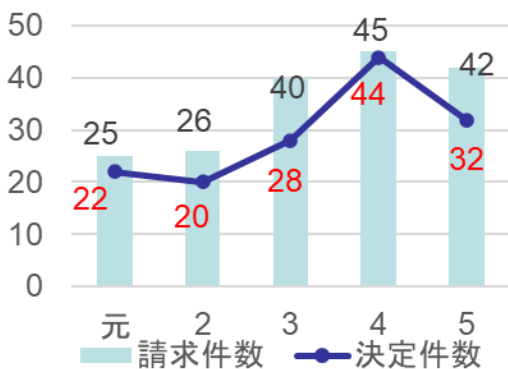
脳・心臓疾患



精神障害



石綿関連疾患(石綿救済法を含む)



(令和6年12月末時点)

①脳・心臓疾患

請求：16 決定：17

②精神障害

請求：64 決定：78

③石綿関連疾患

請求：34 決定：31

※決定件数は当該年度に請求されたものに限らない。

中小企業等における人材確保の支援の推進及び 労働者の学び・学び直し等の促進

1 人材確保の支援

(1) 人手不足分野を中心とした人材確保支援

医療・介護・保育など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、分野ごとに開催する「人材確保対策推進協議会」の場を活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援(セミナー・説明会・面接会等)の充実を図るとともに、ハローワーク静岡・浜松・沼津に設置した「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

また、人手不足分野の企業等に対するきめ細かな人材確保コンサルティングが求められる状況であることを踏まえ、ハローワーク静岡に、人手不足が深刻な企業が抱える課題解決に向けたチームをモデル事業として新たに設置し、効果的なサービス提供方法について検討します。

人材確保対策推進協議会(運輸・警備分野)



ハローワーク浜松 福祉の就職相談会



(2) 求人充足サービスの充実及び「魅力ある職場」の創出に向けた支援

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援などの求人充足に向けたサービスを実施します。

また、人材確保のためには事業主等による雇用管理改善等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組に対する助成金(人材確保等支援助成金)や社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング、女性特有の健康課題への対応等をテーマとしたセミナーなどの施策により、職場定着等を促進し、人材の確保を図ります。

(3) 雇用仲介事業者及び労働者派遣事業者への対応

労働局に設置した「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」により、引き続き事業主等から相談を受け付ける体制を確保するとともに、相談窓口情報が寄せられた場合は、個々の事情に応じた必要な対応を行います。

また、雇用仲介事業については、「法令遵守徹底のためのルールと施行の強化」及び「雇用仲介事業のさらなる見える化の促進」の観点から、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の運営ルールが見直されたことについて、あらゆる機会を通じて周知啓発を図ります。

さらに、いわゆる偽装請負や無許可派遣等の法違反に対し、労働者派遣法や職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保のための指導監督に取り組みます。

2 リスキングによる能力向上支援

(1) 労働者個々人の学び・学び直しの支援

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、令和6年10月に拡充された教育訓練給付制度について、様々な機会を捉えて積極的に周知していくとともに、令和7年10月施行予定である新たな給付金制度(休暇を取得して教育訓練を受ける在職者の生活を支えるための給付)等についても併せて周知を図ります。

また、地域職業能力開発促進協議会を活用して、教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保します。

(2) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

静岡県等が実施する公的職業訓練については、引き続き、WEBデザイン等の資格取得を目指すコース等や、「DX推進スキル標準」に対応したコースなどのデジタル分野に係る訓練コースの設定促進を図ることとされていることから、ハローワークにおいては、求人・求職ニーズも踏まえつつ、当該分野に係る職業訓練への受講を勧奨するとともに、訓練開始前から訓練修了後まで、きめ細かな個別・伴走型支援を行います。



(3) 求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するため、就職に必要な技術及び知識を習得するための求職者支援制度の活用促進と受講者の就職率向上を図ります。

(4) 人材開発支援助成金等による企業における人材育成の推進

人材開発支援助成金について、賃金助成額を引き上げるとともに、非正規雇用労働者に対するメニューを見直し、企業内での人材育成を支援します。加えて、人材開発支援助成金(事業展開等リスキング支援コース)など、人材育成やスキルアップに係る各種助成制度の積極的な活用勧奨に取り組むとともに、適正な執行にも留意し、迅速な支給決定を行います。



(5) 労働者のキャリア形成やリスキングの取組を促すための相談支援事業の実施

「キャリア形成・リスキング支援センター」及び本センターとの連携によりハローワークに設置している「キャリア形成・リスキング相談コーナー」において、個人、企業・団体等に対して、常駐・巡回による相談支援を行い、労働者のキャリア形成やリスキングを推進します。

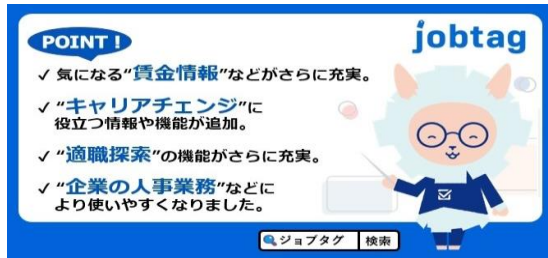


3 労働移動の円滑化

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

円滑な労働移動を実現するためには、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要であるため、「job tag(職業情報提供サイト)」を活用した職業相談、求人者の採用支援及び学生等の職業意識形成を進めるとともに、job tagについて、一層の周知を図っていきます。

また、企業の職場情報を求職者等に提供することにより職場選択を支援するため、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」や、これを踏まえた「しょくばらぼ(職場情報総合サイト)」の利活用等についても、周知を図っていきます。



(2) 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化

就職困難者を成長分野(デジタル、グリーン)の業務従事者として雇い入れる事業主等 に対して高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)について、制度の活用をより一層進め、就職困難者を対象とした成長分野等への円滑な労働移動や賃上げを促進します。

(3) 地域雇用の課題に対する地方公共団体との連携・支援

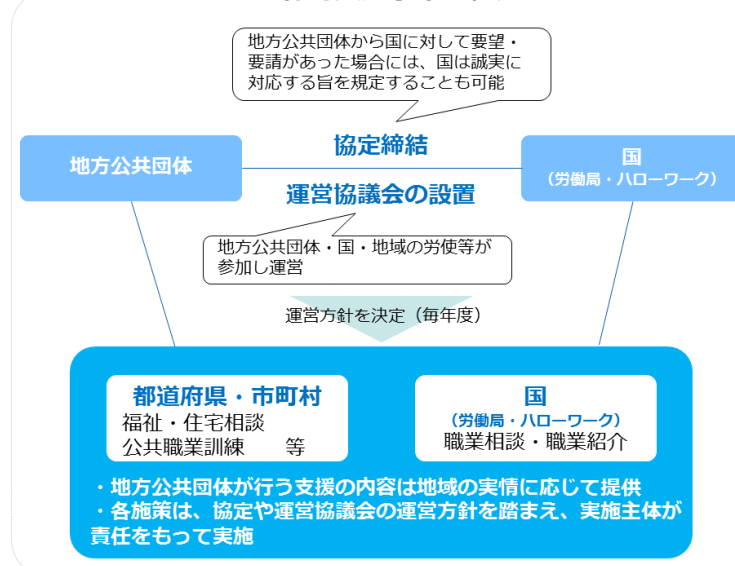
「雇用対策協定」に基づく取り組みなど、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行います。特に地方公共団体の希望に応じて、当該地方公共団体が行う業務と国が行う無料職業紹介をワンストップで一体的に実施するなど、地域の特性に応じた支援を着実にを行います。

また、ハローワークの全国ネットワークの活用や地方公共団体との連携により、東京圏及び大阪圏を中心に静岡県への移住を伴う就職を希望する求職者に対して、個々のニーズに応じた支援を行います。

県及び13市との間で雇用対策協定を締結
(締結数は全国第2位)※令和7年2月14日時点

	締結自治体	締結年月日
①	浜松市	平成27年3月25日
②	熱海市	平成27年10月13日
③	掛川市	平成27年12月18日
④	静岡県	平成28年12月1日
⑤	島田市	平成29年11月28日
⑥	富士市	平成29年12月8日
⑦	焼津市	平成30年5月10日
⑧	磐田市	平成30年5月10日
⑨	富士宮市	平成30年7月13日
⑩	沼津市	平成30年9月4日
⑪	三島市	平成30年11月16日
⑫	藤枝市	平成31年3月19日
⑬	静岡市	令和4年4月15日
⑭	下田市	令和7年2月14日

一体的実施事業の概要



多様な人材の活躍に向けた就職支援

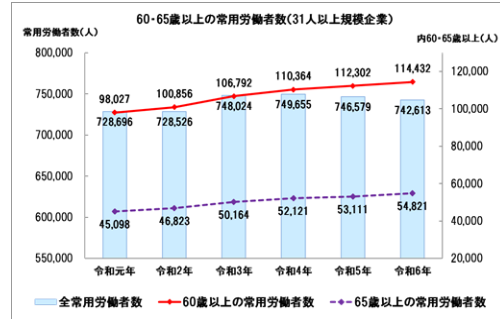
1 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の就労・就業による社会参加の促進

① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や企業への支援

70歳までの就業確保措置を努力義務とする高年齢者雇用安定法や高年齢者雇用施策について 事業主への周知・啓発を図ります。

また、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携による事業主への助成制度の周知や提案型の相談等により、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。



② 生涯現役支援窓口等でのマッチング支援及び多様な就業機会の確保

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内11か所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」を中心に、高年齢求職者の多様なニーズを踏まえた職業生活の再設計や、支援チームによる効果的な職業相談・紹介によるマッチング等の支援を行います。

なお、マッチングにあたっては、労働災害防止の観点にも配慮した支援を行うとともに、臨時的かつ短期的又は軽易な就労を希望する高年齢者に対しては、シルバー人材センターへの誘導を行うなど、高年齢者の多様なニーズに応じた支援を実施します。

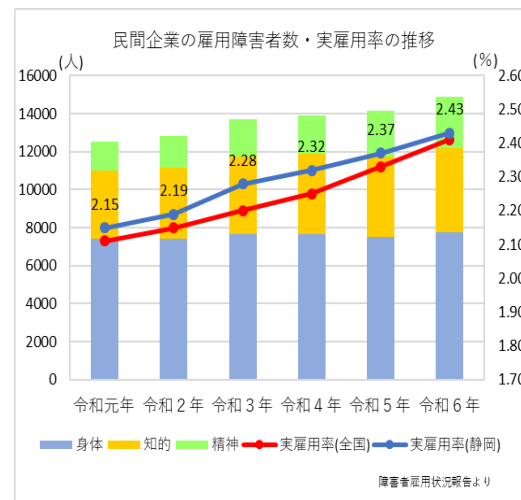
(2) 障害者の就労支援

① 障害者の雇入れ等の支援及び改正法に基づく取組の円滑な実施

法定雇用率の段階的な引き上げや除外率の引き下げを踏まえ、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業を中心に周知を図るとともに、改正された障害者雇用促進法の趣旨も踏まえ、障害者の職業的自立を促進する観点からの対応が必要であることなどについて、障害者や事業主等に周知を図ります。

あわせて、障害者を1人も雇用していない企業や障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対しては、ハローワークと地域の関係機関が連携して、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施するほか、テレワークによる障害者雇用の提案や障害者雇用相談援助事業の利用勧奨を行うなどにより、障害者の雇入れを一層促進します。

また、公務部門においても計画的な採用が行われるよう、啓発・助言等を行うほか、労働局・ハローワークにおいて、公的部門の人事担当者等を対象に、障害に対する理解促進のための研修等を行います。



② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に応じた就労支援を促進します。また、難病患者である求職者に関しては、ハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行います。

さらに、障害者向けの職業訓練を実施する静岡県と連携のうえ、周知や受講勧奨、就職支援等を実施するほか、障害者の雇用後の能力開発及び向上に向けて、企業ニーズを把握するとともに在職者訓練の活用を促します。

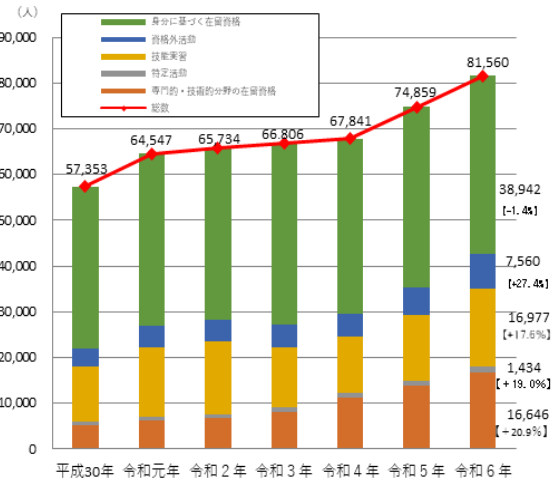
(3) 外国人に対する支援

① 外国人求職者に対する支援

県内14カ所のハローワーク内に設置した外国人雇用サービスコーナーに専門相談員や通訳員を配置し、外国人求職者に対する職業相談等を円滑に実施できる体制を整備するほか、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等の知識習得を目的とした「外国人就労・定着支援研修」(厚生労働省委託事業)の受講を勧奨するなどにより、外国人求職者の個々の状況に応じたきめ細かな就労支援を実施します。

また、静岡、浜松新卒応援ハローワーク内に設置した留学生コーナーを中心に大学等のキャリアセンター等と緊密に連携して、外国人留学生の国内就職を支援します。

在留資格別外国人労働者数の推移(令和6年10月末現在)



外国人雇用状況届出集計

② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言援助等

ハローワーク職員や外国人雇用管理アドバイザー(社会保険労務士や行政書士等へ委嘱)による事業所訪問や事業主向けのセミナーの実施等を通じて、外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助を積極的に実施します。

また、外国人雇用状況届出制度の適正な対応を行うとともに、各種法令違反が疑われる事案を把握した場合には、速やかに関係機関への情報提供を行います。



(4) 中高年層へ向けた就労支援

ハローワーク静岡・浜松に設置する就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口において、就職から職場定着まで一貫した支援を計画的かつ総合的に実施します。

また、企業に対しては正社員での雇い入れや一定期間の試行雇用に係る助成金等の活用を促進しつつ、求人開拓を実施します。



正社員就職を希望する

ミドル世代向け就職支援セミナー

就職の視野を広げる 職業分析にチャレンジ!

■内容■
 就職活動の流れ・全体像について
 職業分析体験(グループワーク)
 自己理解について
 ■アフターフォロー■
 セミナー後、窓口相談の予約(別日)をお取りします!予約相談では、履歴シートを活用しながらお話を進めます。

日時: **1月9日(木) 13:15~15:30**
 (受付: 13:00~13:15)

対象: **概ね35歳~56歳までの正社員就職を目指す方**

※HVでの求職登録必須(当日登録可)

定員: **6名(予約制)** ※最少催行3名

場所: **ハローワーク浜松 アウトハウス セミナールーム**
 浜松市中央区権蔵町111-2 浜松アウトタワー7階
 ※専用の駐車・自転車庫があります。公共交通機関をご利用ください。

持ち物: **筆記用具、水分補給用の置付き飲料水**

申込: **電話又は窓口でお申し込みください! (申込期限: 2日前まで)**

※雇用保険を受給中の方は求職活動実績になります※

ハローワーク浜松 アウトタワー7階
 浜松市中央区権蔵町111-2 浜松アウトタワー7階
 ミドル・チャレンジコーナー TEL: 053-540-1859
 時 間 9:30~18:00 休 日 土・日・祝・年末年始

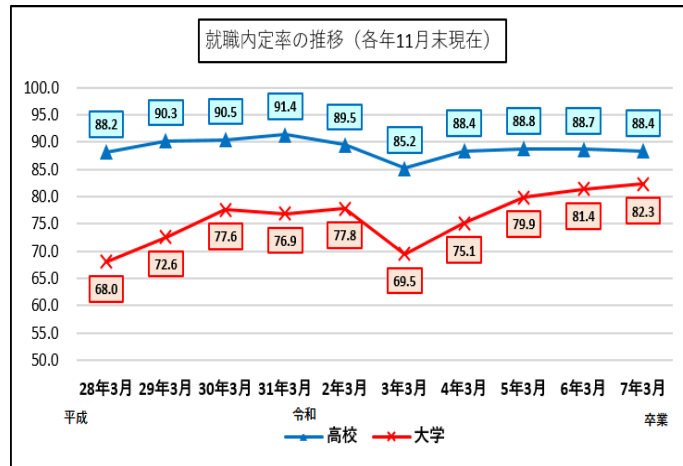
ミドル・チャレンジコーナー 印刷

(5) 困難な課題を抱える新規学卒者等や正社員就職を希望する若者への支援

① 新規学校卒業者等への就職支援

新規学卒者等向けの専門施設として設置している新卒応援ハローワークを中心に、就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援を実施します。

また、当該施設において、各種ガイダンス・セミナーの開催、臨床心理士による心理的サポート及び職場定着のための相談(「在職者相談窓口」の設置)等のほか、大学等との連携による出張相談や就職面接会等を実施することにより、就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を推進します。



② 正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員就職を希望するフリーター等の若者を対象に、浜松わかものハローワーク等に配置した就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援、各種セミナーの開催、個別求人開拓の実施など、きめ細やかな支援を行うことにより、正社員就職の実現を図ります。

We are waiting for you!

全て無料!!

浜松わかものハローワーク

対象者 35歳未満の正社員希望の方

早期正社員就職の近道はわかもハロで!!

豊富な支援メニューで「正社員になりたい」あなたをサポート!

- 適したお仕事の紹介・相談
- 個別担当者制でじっくり相談
- 履歴書・職務経歴書等の添削
- 求人探しをサポート
- 適性検査・セミナー参加無料
- 面接対策(模擬面接含む)

ハローワーク浜松 アクトタワー庁舎
浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー7階
TEL 053-540-2064
ご利用時間 9:30~18:00
閉庁日 土・日・祝・年末年始

(6) 地域若者サポートステーションにおける若年無就業者等への就労支援

就労に当たって課題を有する若年無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体の労働関係部局等の関係者とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。

サポステはあなたの働きたい気持ちに寄り添う場所です。
働くことの「悩み相談」から「職場定着」までサポート!

「サポステ」は、働くための「悩み出す力」の取得を支援する厚生労働省の支援施設です。働くことに悩みを抱えている15歳〜49歳までの若者や、何らかの理由で求職できていない就業者・関係者の方たちとじっくりと向き合い、就職後の確実な定着まで全面的にバックアップしています。

サポステ 利用の流れ

まずは、どんなことでもお気軽にご相談ください。ご家族からのお問い合わせやご相談も大歓迎です。

- 01 予約: 電話予約や来所予約が可能です。
- 02 相談・面接: 無料の面接・面接練習を行います。
- 03 各種支援: 最新の求人情報や求人探しをサポートします。
- 04 試着: 就職活動に必要な書類の作成をサポートします。
- 05 定着支援: 就職後も継続してサポートします。

就労支援プログラム

- コミュニケーション講座: 人と関わりやすい会話力や交渉力を身につけます。
- シミュレーション講座: 面接や採用試験に合わせた、いろいろな仕事を実践・体験します。
- ビジネスマナー講座: 社内の基本マナーやビジスマナーを学びます。
- 就労セミナー: 面接対策や履歴書作成など、就職のノウハウを学びます。
- パソコン講座: 就職活動や仕事に役立つパソコン操作を学びます。
- 働く仲間フロンティア: 会報などを通じて、生活費や学費補助金を受け取ります。

「働くあなた」をはじめよう。
サポステ

詳しくは、サポステのホームページから検索するサポステ検索機能や、お近くのサポステに電話やメールで相談してください。

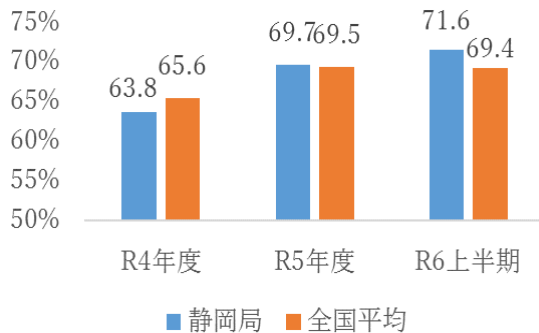
サポステ Q

(7) 雇用保険制度の適正な運営

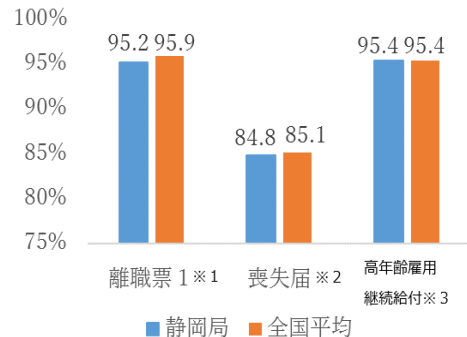
雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度をめぐる諸情勢に的確に対応し、雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、電子申請の利用促進や雇用保険制度改正等の積極的な周知などの取組を行います。

また、適正な給付や受給者の利便性向上のため、手続き時のマイナンバーの届出を一層推進するとともに、マイナンバーと被保険者番号との紐づけや個人情報の管理に当たって厳正な事務処理を徹底します。

▼電子申請率推移(静岡労働局及び全国平均)



▼マイナンバー取得率(令和6年9月)



※1 該当月に受給資格決定処理を行った者のうち、該当月の末日までにマイナンバーの登録がなされているものを指す。

※2 該当月に資格喪失届の処理を行った者のうち、該当月の末日までにマイナンバーの登録がなされているものを指す。

※3 受給資格確認済であって該当月末時点で65歳に達する被保険者及び64歳以下の被保険者のうち、該当月の末日までにマイナンバーの登録がなされているものを指す。

雇用関係助成金については、それぞれの制度目的が果たされるように周知に努めるとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率の向上を図ります。

併せて、事業主や社会保険労務士等に対し、助成金の適正な申請について周知等を行った上で、実地調査を行うなど適正支給に努めるとともに、仮に不正受給等が発覚した場合は、厳正な対処を徹底します。

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。



役所の窓口が
しまっても大丈夫



どこからでも申請可能



マイページで
状況をすぐに確認



パソコン上だけで
手続きが完了

「雇用関係助成金」を正しく申請していますか？

適正な支給がされているか確認するための調査を随時行っています

こんなことはありませんか？



- 事実を十分に確認せず、適当に記載して申請した
- 原本とは別の書類を作成し、添付書類として提出した
- 申請内容が事実と異なっていたが、そのまま申請した
- 支給申請は従業員や社会保険労務士に任せきりにしている

1 女性活躍の促進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保等

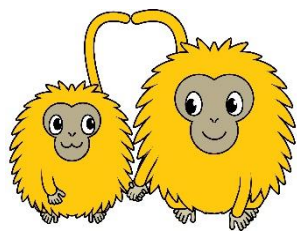
一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すことで、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、「女性活躍推進法」及び「男女雇用機会均等法」の履行確保を図ります。

また、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣が認定する「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定の取得促進を図ります。

さらに、女性活躍推進法等の改正法案が成立した場合には、改正内容について十分理解されるよう、積極的な周知に取り組みます。

併せて、就職を希望する子育て中の女性等を対象にマザーズハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな就職支援を実施するとともに、仕事と子育ての両立がしやすい求人確保、保育所・子育て支援サービス・年金や扶養に係る情報の提供等を行います。

また、職業相談及び情報提供のオンライン化を推進するとともに、地域の子育て支援機関等と密接に連携してアウトリーチ型支援の強化を図ります。



静岡労働局マザーズオリジナルキャラクター「はまりん」と「ここりん」



マザーズハローワーク浜松で【要予約】オンライン職業相談を実施しています!

マザーズハローワーク浜松では、オンライン連携アプリ「Zoom」を活用して、オンラインでの職業相談を実施しています。自宅にいながらインターネットを通じてリアルタイムでお互いの顔が見えるため、お互いに安心してお話ができます。

こんな時に活用ください

例えば・・・

- ① 育児に悩んでいる方が、子育てを控えている方と情報交換できる方が見つかる。
- ② 子育てしながら行うことが難しい仕事を探している方、行ってみようと思われている方。
- ③ 求職のアドバイス、面接対策、面接当日で自分に合った求職先を探している方。

④オンライン職業相談の利用方法

～職業相談実施前日までに～

マザーズハローワーク浜松へお電話で申込み (事前予約制) → Zoomアプリをインストール (オンライン相談ではZoomを使用します) → 予約完了後、求職者マイページへお申し込みが完了します (LINEで「予約完了」の通知が来ます)

～職業相談実施当日～

●Zoomの「1:1ミーティング」(1:1スクリーン共有)に入室の上、ルームに入参いただくことで職業相談がスタートします (1回あたり45分程度) ※キャンセルされる場合は必ずお電話でご連絡をお願いします。

⑤注意事項

- 事前にハローワークの求職登録と求職者マイページの開設が必要となります。
- また、本サービスはマザーズハローワーク浜松の担当官による限定的な個別支援を希望する方が対象となります。
- 「オンライン職業相談利用規約」への同意が必要です。
- ネット環境は利用環境に自身で確認いただく必要があり、通信機器・通信料等の費用は利用者様の負担となります。
- 録音や録画は一切禁止します。
- 職業相談の開始は、秘密保持のため個人または組織に個人がいない環境を整えてください。

お問い合わせ先: マザーズハローワーク浜松 ☎053-454-1910 (月～金 9:00～17:00 土日祝日)

あなたらしい就職活動を応援します! (1)

「マザーズハローワーク及びマザーズコーナ」と「LINE 公式アカウント」でつながりましょう!

マザーズハローワーク及びマザーズコーナでは、LINE 公式アカウントを利用して、セミナーの開催日程や面接会等のイベントなど、いろいろな情報を発信しています。

ぜひ、マザーズハローワーク及びマザーズコーナを「友だち登録」して、一緒に就職活動しませんか?

- ・様々なライフプランに合わせた就職支援を実施しています
- ・求人情報提供/パソコン操作指導しています
- ・お持ちのスキル・経験のあるキッズコーナを体験しています
- ・チャイルドシートを無料で貸出可能な車中泊の体験スペースを確保!
- ・結婚の準備、子育て支援サービス等の情報提供しています

①友だち登録、待てるには、LINE にログインし、以下のいずれかの方法で登録してください。

(1) スマートフォンなどで、メニューの「友だち追加」で QR コードを認識し、1:1 の QR コードを提示してください。

友だち追加

(2) スマートフォンなどで、メニューの「その他」→「公式アカウント」を選択し、静岡マザーズハローワークコーナへ入力して検索してください。

静岡労働局・マザーズハローワーク・マザーズコーナ

2 仕事と育児・介護の両立支援の推進

(1) 育児・介護休業法の周知及び履行確保

令和7年4月1日より施行される300人超企業を対象とした男性の育児休業等の取得状況の公表義務の適用拡大について、着実な履行確保を図るとともに、令和7年4月1日以降段階的に施行される改正内容を含めて、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について、労働者が円滑に利用できるよう引き続き周知を図ります。

また、労働者の権利侵害が疑われる事案や両立支援制度の利用等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する指導等を積極的に行います。

(2) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、改正法施行に伴い、令和7年4月1日以降策定・変更する行動計画については、数値目標の設定等が義務付けとなったことを踏まえながら、各企業の実情に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」、「くるみんプラス」の認定基準の見直し内容を広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

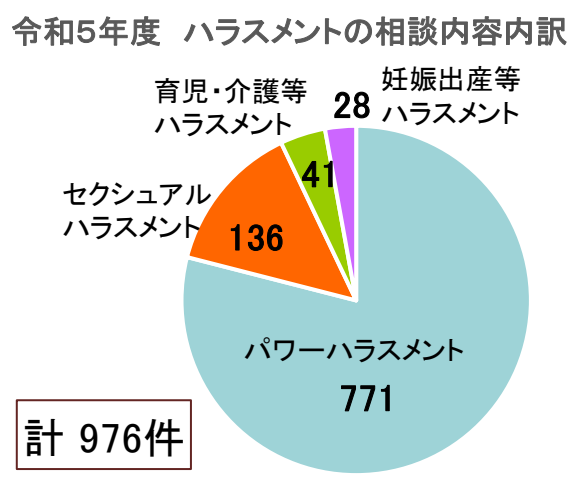


次世代認定マーク「プラチナくるみん」

3 総合的なハラスメント対策の推進等

(1) 職場におけるハラスメント防止対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置について周知を図るとともに、年間を通じて計画的に指導等を行い、雇用管理上の防止措置義務の履行確保を図ります。さらに、労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合には、改正内容について十分理解されるよう、周知に取り組みます。



(2) 職場におけるハラスメントに関する周知啓発の実施

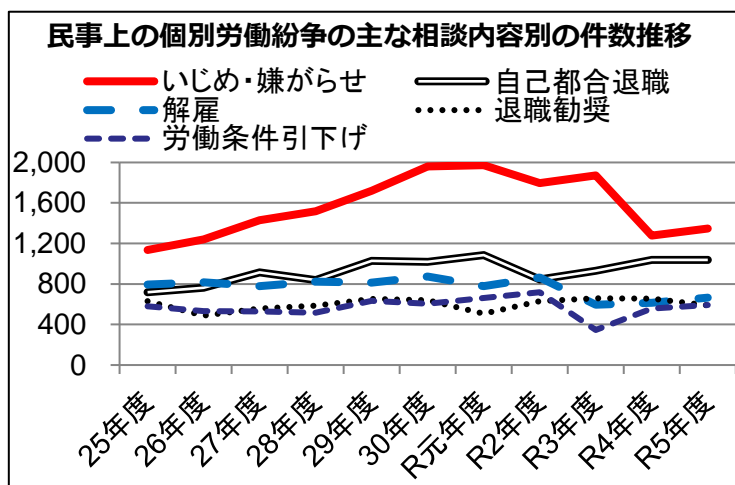
職場におけるハラスメントの撲滅に向け、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の研修動画や各種ツールの活用促進を図るとともに、特に12月の「ハラスメント撲滅月間」では、監督署と合同での説明会を実施する等、重点的に周知啓発を実施します。

社会的関心を集めているカスタマーハラスメントについては、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用した取組の促進を図り、また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについては、事業主に対してハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を行います。

(3) 労働関係紛争の早期解決の促進

労働局及び監督署に設置された「総合労働相談コーナー」において、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応します。

労働局長による助言・指導については、効果的に実施するとともに、紛争調整委員会によるあつせんの迅速な対応により、個別労働紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。



(4) フリーランスの就業環境の整備

令和6年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保に向けて、フリーランスや委託事業者等に対し、あらゆる機会を捉えて、本法の内容について周知啓発を行うとともに、フリーランスや委託事業者等からの就業環境整備に関する問い合わせに適切に対応します。

また、フリーランスから法違反に関する申出があった際には、遅滞なく申出内容を聴取し、委託事業者等に対する調査・是正指導等を行うなど、本法の履行確保を図るとともに、委託事業者等との取引上のトラブルについての相談には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、全国の監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応します。

労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険料の適正徴収等

(1) 労働保険制度に対する理解の促進と適正な徴収

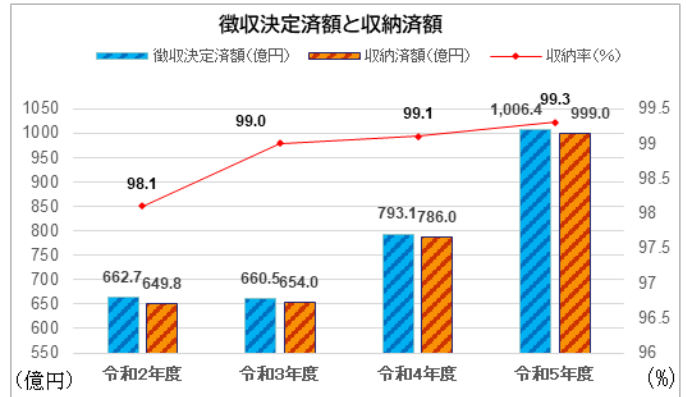
事業主等に対し、労働保険制度に対する理解を促し、法令等に基づく労働保険料を申告・納付するよう適切な指導を行うとともに、費用負担の公平を期するために重要な算定基礎調査において、効果的な実施計画を策定し、適確な実施に努めます。

(2) 効果的かつ実効性のある滞納整理の実施

保険料収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督促等の徴収業務に積極的に取り組み、滞納事業主に対する財産差押え等、効果的かつ実効ある滞納整理を実施します。

(3) 口座振替納付制度の利用促進

口座振替納付制度について、法定納期限における確実な納付や、納付手続の負担軽減などのメリットが理解されるよう一層の周知を図り、利用促進に取り組みます。



2 労働保険未手続事業一掃対策の推進

(1) 関係機関等との連携による積極的加入促進の実施

労働者を雇用する全ての事業主の労働保険加入を最重要課題とし、労働保険料の公平な負担を図るため、加入勧奨及び手続指導等について、局、署、所、各関係行政機関等及び労働保険未手続事業一掃業務の受託者との連携を強化し、積極的に労働保険の加入促進を図ります。

(2) 未手続事業の解消

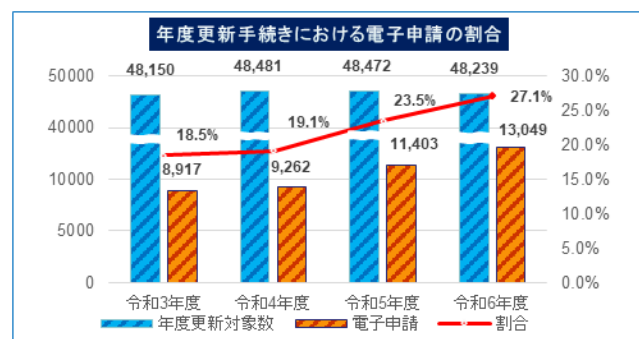
他の行政機関等との連携を密にして、再三の勧奨・指導等を行っても加入しない事業所には、職権による保険成立手続、保険料の認定決定を行い、未手続事業の解消を図ります。



3 電子申請の一層の利用促進

(1) 基本計画に基づく利用促進の実施

「オンライン利用率引き上げの基本計画」に基づき、労働保険の成立、申告等の手続きの電子申請の利用について、あらゆる機会を捉えて周知し、電子申請の一層の利用促進を図ります。



静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)一覧

静岡労働局 令和7年3月1日現在

	所在地		電話番号
総務部	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50	静岡地方合同庁舎3階	054-254-6312
労働基準部			054-254-6313
雇用環境・均等室		静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310
職業安定部			054-271-9960

労働基準監督署

	所在地		電話番号
三島労働基準監督署 (下田駐在事務所)	〒411-0033 三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎3階	055-986-9100
	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33	下田地方合同庁舎1階	(0558-22-0649)
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎4階	055-933-5830
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28		0545-51-2255
静岡労働基準監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2	相川伝馬町ビル2階・3階	054-252-8165
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎4階	0538-32-2205
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中央区中央1-12-4	浜松合同庁舎8階	053-456-8151

公共職業安定所(ハローワーク)

	所在地		電話番号
下田公共職業安定所	〒415-8509 下田市4-5-26		0558-22-0288
三島公共職業安定所	〒411-0033 三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎1階	055-980-1300
三島公共職業安定所 伊東出張所	〒414-0046 伊東市大原1-5-15		0557-37-2605
沼津公共職業安定所	〒410-0831 沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎1階・3階	055-931-0145
沼津公共職業安定所 御殿場出張所	〒412-0039 御殿場市かまど字水道1111		0550-82-0540
富士公共職業安定所	〒417-8609 富士市南町1-4		0545-51-2151
富士宮公共職業安定所	〒418-0031 富士宮市神田川町14-3		0544-26-3128
清水公共職業安定所	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15	清水合同庁舎1階	054-351-8609
静岡公共職業安定所	〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1		054-238-8609
焼津公共職業安定所	〒425-0028 焼津市駅北1-6-22		054-628-5155
島田公共職業安定所	〒427-8509 島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609
島田公共職業安定所 榛原出張所	〒421-0421 牧之原市細江4138-1		0548-22-0148
掛川公共職業安定所	〒436-0077 掛川市駅前4-4	SKしんきん駅前プラザ2階	0537-22-4185
磐田公共職業安定所	〒438-0086 磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎1階	0538-32-6181
浜松公共職業安定所	〒432-8537 浜松市中央区浅田町50-2		053-541-8609
浜松公共職業安定所 細江出張所	〒431-1302 浜松市浜名区細江町広岡312-3		053-522-0165
浜松公共職業安定所 浜北出張所	〒434-0037 浜松市浜名区沼269-1		053-584-2233